

(仮称) 青森市障がい者計画 (素案) に対する意見募集の結果について

○パブリックコメントにおけるご意見 (提出者 11 名、ご意見 29 件)

No	項目	頁	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
1	【総論】第 2 章 障がい者福祉の現状 3 アンケート調査	23	詳しい年齢層での比較も入れたほうが良いと考えました。	本計画に掲載しているアンケート調査の結果につきましては、そのすべてではなく抜粋したものとなっておりますので、ご了承願います。	反映困難
2	【総論】第 2 章 障がい者福祉の現状 3 アンケート調査	23	高齢化している現状を第 2 部第 2 章で述べているのにアンケートの分析は 18 歳以上と一括りでも良いのでしょうか。	本計画に掲載しているアンケート調査の結果につきましては、そのすべてではなく抜粋したものとなっておりますので、ご了承願います。	反映困難
3	【総論】第 2 章 障がい者福祉の現状 3 アンケート調査	23	もっと具体的な当事者の声を知りたいと思いました。例えば、日常生活について「友達など人とのかかわり方に対する支援」が 48.9%と最も多く挙げられていましたが、具体的にどのような場所、どのような時間帯で、どんな人によって行われれば良いと保護者は考えているのか等です。もし調査でこのような項目があったのであれば、計画に乗せていただきたいと思えます。また、調査項目に無かったのであれば、機会があれば項目を加えると良いと思えます。	本計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、ご意見のありました項目は設定しておりませんでした。 今後のアンケート調査の参考とさせていただきます。	対象事項外
4	【総論】第 2 章 障がい者福祉の現状 3 アンケート調査	23	情報格差は障害者間で少なからず存在すると思えます。その中で、どのような人に情報格差が起こりうるのか、また格差をどのように是正していくべきなのか、アンケート項目等に含めてはいかがでしょうか。	本計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、ご意見のありました項目は設定しておりませんでした。 今後のアンケート調査の参考とさせていただきます。	対象事項外
5	【総論】第 2 章 障がい者福祉の現状 3 アンケート調査 (1) アンケート調査の概要	24	円グラフのタイトル「障がいのあるお子さんの保護者」を見ると、「保護者」に障害があり、その割合を示しているように見えてしまう可能性があると感じました。	「障がいのあるお子さんの保護者」という記載が「保護者」に障がいがあると誤解されるのではとのご意見ですが、「保護者」に障がいがある場合には「障がいのある保護者」という表現が適していると思われれます。 「障がいのあるお子さんの保護者」は「「障がいのあるお子さん」の「保護者」と解釈していただけるものと考えておりますので、原案のとおりいたします。	反映困難
6	【総論】第 2 章 障がい者福祉の現状 3 アンケート調査 (2) アンケート調査の結果 (抜粋)	27 30	「平日の日中の主な過ごし方」と「就労について」のグラフに、年齢別の結果を併記すると、もっと分かりやすくなるのではないかと感じました。	本計画に掲載しているアンケート調査の結果につきましては、そのすべてではなく抜粋したものとなっておりますので、ご了承願います。	反映困難
7	【各論】第 1 章 互いを尊重し支え合う社会の形成 1 障がいに対する理解の促進 (1) 障がいに対する理解・啓発の推進	45	条例の制定に向けた検討と記載されているが、どういった条例なのか具体的に載せてほしい。	当該条例につきましては、現行計画策定後の国の動きとして、障害者差別解消法の制定、障害者権利条約の締結があったことなどを踏まえ、制定に向けた検討を進めることとしているものでありますことから、障がい者の権利に関する条例となるものと考えております。 記述を一部修正いたします。 「条例の制定に向けた検討」 ↓ 「障がい者の権利に関する条例の制定に向けた検討」	反映

【反映状況の定義】
「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
「反映困難」・・・反映が困難なもの
「その他」・・・上記以外のもの
「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市障がい者計画 (素案) に対する意見募集の結果について

No	項目	頁	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
8	【各論】第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成 1 障がいに対する理解の促進 (1) 障がいに対する理解・啓発の推進	44 45	障害者自立支援協議会と障害者差別解消支援地域協議会の構成メンバーや取組の内容にはどのような違いがあるのでしょうか。また、双方がどのような連携のシステムを構築し、障がいに対する理解の促進を図っていくのかについて教えていただきたいです。	<p>障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき設置されたもので、障がいのあるかたや家族などの当事者のほか、相談支援事業所や保健・医療・福祉・教育などの関係機関により構成されており、障がいのあるかた等への支援に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることなどを目的として協議を行っております。</p> <p>一方、障害者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法に基づき設置されるもので、法務局など国の機関のほか、当事者団体、医療・介護・教育などの関係機関、弁護士、学識経験者などを構成員とし、障害者差別に関する相談等について協議することや地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案について協議することなどにより、障害者の差別解消に向けた取組を進めていくものであります。</p> <p>現在、障害者差別解消支援地域協議会は設置しておりませんが、今後、これら2つの協議会の連携によって、さらに障がいに対する理解の促進が図られるものと考えております。</p> <p>記述を一部修正いたします。</p> <p>「青森市自立支援協議会」 ↓ 「障がいのあるかたや家族などの当事者のほか、福祉、医療、教育、就労支援等の関係機関の職員、民生委員、学識経験者により構成する青森市自立支援協議会」</p> <p>「障害者差別解消支援地域協議会の設置」 ↓ 「地域全体として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を協議する場である障害者差別解消支援地域協議会の設置」</p>	反映
9	【各論】第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成 1 障がいに対する理解の促進 (2) 障がいを理由とする差別の解消	45	合理的配慮の好事例とは上手くいった事例ということなのか適切な事例なのかという判断がつきにくかったです。	<p>「合理的配慮の好事例」とは、「上手くいったもの」、「適当なもの」のいずれをも含みます。</p> <p>記述を一部修正いたします。</p> <p>「合理的配慮の好事例」 ↓ 「合理的配慮の事例」</p>	反映
10	【各論】第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成 1 障がいに対する理解の促進 (2) 障がいを理由とする差別の解消	45	障害者差別解消法の施行に伴った、差別の解消等に関する具体的な素案や枠組みはまだ検討されていないのでしょうか。どこまで進んでいるのかお教えいただきたいと思っております。	<p>障害者差別解消法の施行を踏まえ、今後、職員対応要領の作成、相談受付体制の整備、広報・啓発事業、障害者差別解消支援地域協議会の設置等を行うこととしておりますので、原案のとおりいたします。</p>	実施段階検討

【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市障がい者計画 (素案) に対する意見募集の結果について

No	項目	頁	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
11	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 現状と課題	47	障がい者当事者のみだけでなく、地域の福祉関係者などからもコミュニケーションをとりたいと望んでいることもあるのではないかと。言葉が不足していると思う。	ご意見にありますとおり、コミュニケーションは一方から望むものではなく、双方が望んで生まれるものと考えております。 記述を一部修正いたします。 「聴覚障がいのあるかたや中途失聴者及び音声・言語機能障がいのあるかたなど、地域の福祉関係者などとコミュニケーションをとりたいと望んでいることから・・・」 ↓ 「聴覚障がいのあるかたや中途失聴者及び音声・言語機能障がいのあるかたなどと地域の福祉関係者などは、お互いにコミュニケーションをとりたいと望んでいることから・・・」	反映
12	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 現状と課題	62	手話という言語が記載されていない。手話言語という存在をこの計画に含めて欲しい。	※当該項目については、その内容を踏まえ、 【各論】第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保 現状と課題 に移動します。 障がいのあるかたにとって、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが重要であると考えております。 記述を一部修正いたします。 福祉に関する必要な情報を提供するとともに、障がいのあるかたの情報入手手段を確保する必要があります。 ↓ 言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会を確保する必要があります。	反映
13	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 1 生活支援の充実 (2) 日常生活における意思疎通支援	65	字幕を付けて放送するなど障がいの特性に配慮した情報提供に努めますと記載されているが、実際字幕が読めない人や日本語がわからない人もいる。	※当該項目については、その内容を踏まえ、 【各論】第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保 3 情報バリアフリー化の推進 (1) 障がいの特性に配慮した情報の提供 に移動します。 障害者差別解消法の施行を踏まえ、合理的な配慮として、意思疎通のための手段や情報の取得又は利用のための手段については、改めて検討が必要と考えております。 実施段階での検討とし、原案のとおりといたします。	実施段階検討
14	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 1 生活支援の充実 (2) 日常生活における意思疎通支援	49	障がい者当事者が利用するだけでないという書き方も必要ではないかと。この文章だと言葉が不足していると思う。	市が行っている手話通訳者や要約筆記者の派遣は、障がいのあるかたのみを対象として行っているものでありますことから、原案のとおりといたします。	反映困難

【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市障がい者計画 (素案) に対する意見募集の結果について

No	項目	頁	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
15	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 2 人材の育成と確保 (1) 意思疎通支援のための人材養成の推進	50	人員を確保する必要だけではなく、長期的に育成できるような環境整備が必要ではないのだろうか。	相談支援専門員につきましては、多様なニーズに対し総合的なサービスを提供できるように研修会等を通じて相談支援専門員の質の向上を図ることとしております。	記述・整理済
16	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 2 人材の育成と確保 (2) 相談支援専門員の確保	50	相談支援専門員の確保とは何人くらいを想定しているのか。	相談支援専門員の量的拡大につきましては、障がい福祉サービスの利用者数に応じて検討されるべきものと考えておりますことから、実施段階で検討することとし、原案のとおりといたします。	実施段階検討
17	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 2 人材の育成と確保 (3) 地域福祉サポーター制度の創設	50	地域福祉サポーターのなり手は誰を想定しているのか疑問に思いました。	<p>地域福祉サポーターは、障がい分野に限らず、地域福祉の担い手として、新たに創設されるもので、その活動内容は、高齢者や障がい者の生活支援として、見守り、ゴミ出し、買物支援、話し相手、雪かき支援など、子どもへの支援として、一時預かり等家庭支援、児童館活動支援、子ども会活動支援、交通安全指導など、また、地域活動への支援として、ゴミ拾い、花植え、町会行事支援などを想定しております。</p> <p>記述の全部を修正いたします。</p> <p>「地域住民が自分の得意分野や活動可能な分野で、地域福祉を支えるサポーターとなり活動を行う「地域福祉サポーター制度」を創設し、見守り、ゴミ出し、買い物支援など、障がいのあるかたなどの地域での生活を支援します。」</p>	反映
18	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 2 人材の育成と確保 (3) 地域福祉サポーター制度の創設	50	青森市の地域福祉サポーターが、具体的にどのような動きをするものなのかを明記する必要がある。		
19	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 2 人材の育成と確保 (3) 地域福祉サポーター制度の創設	50	地域福祉サポーターが、市や民生委員や地域と具体的にどのような連携をするものなのかについての、わかりやすい説明または関連図を公開していただきたい。		
20	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 2 人材の育成と確保 (3) 地域福祉サポーター制度の創設	50	地域福祉サポーターとは具体的にどのような活動をするのか、また、育成はどのように行っていくのか教えていただきたいです。		
21	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 2 人材の育成と確保 (3) 地域福祉サポーター制度の創設	50	青森市の地域福祉サポーターになるための基準や過程、求める能力について明記していただきたい。		
22	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 3 地域生活支援サービスの充実 (1) 地域での生活を支援する在宅サービスの提供	52	重症心身障害児等の短期入所を実施できる施設は市内でも限られていると思いますが、その施設のうちいずれかでサービスが提供できなくなった場合、サービスの補充等の代替案等は有りますでしょうか。もし有るのでしたらお教えいただければと思います。	青森市内で重症心身障害児等の短期入所を実施できる施設は現在2箇所となっており、当該施設においては、適切に対応していただいているところです。 現時点において、今後のサービスが提供できなくなるということは想定しておりません。	反映困難
23	【各論】第3章 障がい者の自立した生活の確保 1 療育・医療の充実 (2) 切れ目のない支援の推進	56	切れ目のない支援について、今どのくらい支援が整っており、どのような状態を目指すのか具体的に知りたいと考えました。	<p>切れ目のない支援の状況については、現状と課題においてライフステージごとに相談や支援を行う機関はあるものの、ライフステージごとにその機関が異なる旨を記載しております。</p> <p>具体的には、乳幼児から就学前については、主に医療・保健関係機関が、学齢期においては主に教育関係機関が、成人期（大人）には、主に福祉関係機関が支援を行っておりますが、それぞれの連携体制が十分には整っていない状況にあります。</p> <p>今後は、それぞれのライフステージにおいて、主に相談や支援を行ってきた機関が他の機関と連携し、ライフステージが違っても、障がいのあるかたに対して適切な支援ができる体制の整備を図らなければならないものと考えております。</p>	記述・整理済

【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市障がい者計画 (素案) に対する意見募集の結果について

No	項目	頁	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
24	【各論】第3章 障がい者の自立した生活の確保 3 社会参加・参画の促進 (1) スポーツ・文化・芸術活動等への参加促進	60	「(仮称) 障がい者活動・交流ルーム」の対象は誰か、開設頻度はどのくらいか、またこの詳細について疑問に思いました。	「(仮称) 障がい者活動・交流ルーム」をご利用できるかたは、障がいのあるかたすべてとなります。また、開設頻度や事業の詳細につきましては、ご利用いただく方のご意見やご要望等をうかがいながら、検討していきたいと考えております。	実施段階検討
25	【各論】第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保 3 情報バリアフリー化の推進 (1) 障がいの特性に配慮した情報の提供	65	情報の受取りやすさに配慮した情報提供の手段とあるが、その受取りやすさとは誰が判断するのか疑問に思いました。	障がいのあるかたへの情報提供であることから、情報を受け取る障がいのあるかたご本人が判断するものと考えております。	記述・整理済
26	全体	-	計画のなかにまったくルビがふられていないのですが、障がいのある方の中には読めない人もいないのでしょうか。	ご意見のありましたとおり、ルビをふることにいたします。	反映
27	全体	-	全体を通して漢字にルビがふっていないので、障がいのある方が閲覧する際に読みにくいのではないかと感じました。		
28	全体	-	専門職がサービス等を考えることも重要だとは思いますが、1番知っているのはやはり当事者の方々です。また、具体的な提案を載せることで、福祉貢献等を考えている企業等が知ることができ、幅広く協力を求めることができるのではないかと考えます。	ご意見にありましたとおり、本計画の策定に当たっては、障がいのある方々のご意見をうかがうことが重要と考え、障がいのあるかたや障がいのあるお子さんの保護者を対象としたアンケート調査の実施や障がい者団体との意見交換会を実施するなどしてきたところです。 また、具体的な事業につきましては、本計画に記載することとはしておりませんが、障がい福祉施策については、一般企業等の協力が必要なものもありますことから、協力を求めてまいります。	記述・整理済
29	その他	-	青森市障がい者計画をインターネット環境のない人でも閲覧しやすい環境を整えていただきたいです。また、パブリックコメントについてもパブリックコメントという存在を知らない人も多いと思うのでパブリックコメントできるということを周知していただきたいです。	パブリックコメントの実施に当たりましては、市内全戸に配布している「広報あおもり」によりお知らせをしたところです。 また、市民の皆様が閲覧できるよう「(仮称) 青森市障がい者計画(素案)」は各市民センターを始め、市の所有施設29箇所に配布いたしました。	対象事項外

○浪岡自治区地域協議会におけるご意見 (提出者2名、ご意見2件)

No	項目	頁	ご意見の内容	市の考え方	反映状況
1	【総論】第2章 障がい者福祉の現状 2 障がい者数の推移	11	障害福祉サービス利用者数の推移で、平成22年度と平成26年度の比較では福祉サービスを受けている人が52.2%も増えている。財政が厳しいので市はもっと自立させる努力をするべき。	障がいのあるかたの一般就労を促進するため、公共職業安定所などの関係機関と連携しながら、事業主に対して障がい者雇用について働きかけを行うこととしております。	記述・整理済
2	【各論】第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保 2 安全・安心なまちづくりの推進 (1) 防災・防犯対策の推進	64	平成23年3月11日の災害時、障がい者のいる家族が一番困った。浪岡にもりんどう苑などあるが福祉避難所をしっかりと形づくってほしい。	社会福祉法人等の施設設置者と連携協力しながら福祉避難所の確保に努めることとしております。	記述・整理済

【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

(仮称) 青森市障がい者計画 (素案) に対する意見募集の結果について

○青森市障害者自立支援協議会におけるご意見 (提出者 5 名、ご意見 6 件)

No	項目	頁	ご意見の内容	市の考え方	反映状況
1	【各論】第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成 1 障がいに対する理解の促進 (2) 障がいを理由とする差別の解消	45	視覚障がい者にとっては、市役所に行って手続をすることが大変難しい。書類を読むこと、書くこと、そもそも市役所に行くことが大変である。窓口に行ったときに、障がい者に代わってすべて対応してくれる人を配置してほしい。	職員が事務事業を行うに当たり、障がいを理由とした差別を行わないよう適切に対応するため、差別的取扱いの具体例や行為、合理的配慮の事例を示した「職員対応要領」を作成することとしております。	記述・整理済
2	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 1 生活支援の充実 (1) 相談支援・情報提供体制の充実	49	障がいのあるかた本人だけではなく、その家族を支援してくれる仕組みを作ってほしい。	障がいのあるかたへの相談支援においては、ご本人だけではなくその家族も含めた支援が重要と考えております。 青森市障害者自立支援協議会においては、障がいのあるかた等の意見をもとに地域生活における課題を検討し、社会資源や各種制度の有効活用を図るとともに、相談支援体制の充実を図ることとしていただいております。	記述・整理済
3	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 1 生活支援の充実 (1) 相談支援・情報提供体制の充実	49	精神の患者さんが退院した後、アパートなど借りられないといった問題があり、住む場所の確保でつまづくため支援してほしい。	精神科病院に入院しているかたの地域への移行を促進するため、精神科病院や相談支援事業所など関係機関と連携を強化し、精神障がいのあるかたの地域移行の支援や地域での生活の支援に努めることとしております。	記述・整理済
4	【各論】第2章 障がい者の地域生活支援の充実 2 人材の育成と確保	50	全国では、介護離職者をなくそうという計画もあるほど介助者が不足している。介助者の地位を高めたり給料を上げたりして介助者を増やしてほしい。	国においては、事業主が行う福祉・介護職員の資質向上や雇用管理の改善のための労働環境の整備や、福祉・介護職員の社会的・経済的な評価が高まるような取組を促進するため、平成 27 年度の障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算を拡充いたしました。 このような国の動向を踏まえ、新たに「(3) 福祉・介護職員の確保」として項目を追加いたします。 ○ 事業主が行う福祉・介護職員の資質向上や社会的・経済的な評価を高めようとする取組を促進するため、国・県・関係機関等と連携し、福祉・介護職員の確保に努めます。	反映
5	【各論】第3章 障がい者の自立した生活の確保 3 社会参加・参画の促進 (1) スポーツ・文化・芸術・活動等へ参加促進	59	「障がいのあるかたが自分の個性や才能をいかしながら創作した作品を展示する機会を設けるなど・・・」とあるが、作品を出す前に作品を作る機会やスポーツに触れる機会も重要。	スポーツに触れる機会につきましては、関係団体と連携しながら障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組むこととしております。また、文化・芸術活動につきましては、ご意見にありますとおり、まずは作品を作る機会が必要となるものと考えております。 記述を一部修正いたします。 「創作した作品を展示する機会を設けるなど」 ↓ 「作品を創作する機会や、また、その作品を展示する機会を設けるなど」	反映
6	【各論】第4章 障がい者の安全・安心な暮らしの確保 1 生活・住環境の整備 (1) 道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進	63	道路も施設もバリアフリー化を進めてほしい。	道路段差解消や点字ブロック設置など、歩行空間等の整備のほか、建物へのエレベータやスロープ、障がい者用トイレの設置など、安全性、利便性に配慮したバリアフリー整備を推進することとしております。	記述・整理済

【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・施策の体系外への意見